

I 社会保障・社会福祉一般

1 雇用保険法等の改正

高齢者、複数就業者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を図り、また、失業者、育児休業者等への給付等を行う基盤となる雇用保険制度の安定的な運営等を図るため、2020（令和2）年3月31日に「雇用保険法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである。

(1) 高齢者の就業機会の確保および就業の促進

- ① 65歳から70歳までの安定した雇用の確保のため、高年齢者就業確保措置（定年引き上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使で同意したうえでの雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることが企業の努力義務とされた（2021（令和3）年4月1日施行）。
- ② 雇用保険制度において、65歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえて高年齢雇用継続給付を縮小することとなった（2025（令和7）年4月1日施行）。
- ③ 65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置の導入等に対する支援が雇用安定事業に位置づけられた（2021（令和3）年4月1日施行）。

(2) 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等

- ① 複数就業者の労災保険給付について、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等の見直しが行われた（2020（令和2）年9月1日施行）。
- ② 複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、雇用保険を適用することとなった（2022（令和4）年1月1日施行）。
- ③ 勤務日数が少ない者でも適切に雇用保険の給付を受けられるよう、被保険者期間の算入にあたり、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定された（2020（令和2）年8月1日施行）。
- ④ 大企業に対し、中途採用比率の公表が義務づけられた（2021（令和3）年4月1日施行）。

(3) 失業者、育児休業者等への給付等を安定的に行うための基盤整備等

- ① 育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活および雇用の安定を図るための給付と位置づけられた（2020（令和2）年4月1日施行）。
- ② ①を踏まえ、雇用保険について以下の措置が講じられた（2020（令和2）年4月1日施行）。
 - ・育児休業給付の保険料率（1000分の4）が設定されるとともに、経理を明確化し、育児休業給付資金が創設された。
 - ・失業等給付に係る保険料率を財政状況に応じて変更できる弾力条項について、より景気の動向に応じて判定できるよう算定方法が見直された。
- ③ ②の整備を行ったうえで、2年間（2020（令和2）～2021（令和3）年度）に限り、雇用保険の保険料率を1000分の2引き下げ、国庫負担を本来の55%から10%に引き下げる措置が

講じられた（2020（令和2）年4月1日施行）。

- ④ 雇用保険二事業に係る保険料率を財政状況に応じて1000分の0.5引き下げる弾力条項について、さらに1000分の0.5引き下げられるとされた（2021（令和3）年4月1日施行）。
- ⑤ 保険給付に係る法令上の給付額に変更が生じた場合の受給者の遺族に対する給付には、消滅時効を援用しないこととされた（2020（令和2）年4月1日施行）。

【主な関係巻】 社会⑫『社会保障』第8章
介護②『社会の理解』第3章
精神⑥『精神保健福祉に関する制度とサービス』第5章

2 年金制度の機能強化のための国民年金法等の改正

長期化する高齢期の経済基盤の充実を目的として、年金制度の機能強化を図るため、2020（令和2）年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりであり、特に施行日の記載がないものは、2022（令和4）年4月1日施行である。

- (1) 被用者保険の適用拡大（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年改正法）、厚生年金保険法等）

短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行の500人超から100人超、50人超と段階的に引き下げることとされた（2022（令和4）年10月1日・2024（令和6）年10月1日施行）。

- (2) 在職中の年金受給のあり方の見直し（厚生年金保険法）

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとされた。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とされない範囲を拡大することとされた（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる）。

- (3) 受給開始時期の選択肢の拡大（国民年金法、厚生年金保険法等）

現在、60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大することとされた。

- (4) 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等（確定拠出年金法、確定給付企業年金法等）

企業型確定拠出年金（企業型DC）では厚生年金被保険者のうち65歳未満から70歳未満に、個人型確定拠出年金（個人型DC：iDeCo）では公的年金の被保険者のうち60歳未満から65歳未満に確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げることとされた。それとともに、受給開始時期等の選択肢が拡大された（2022（令和4）年4月1日・5月1日等施行）。

- (5) その他

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え（国民年金法）

- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加（国民年金法、2021（令和3）年4月1日施行）
- ③ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し（児童扶養手当法、2021（令和3）年3月1日施行）等

【主な関係巻】 社会⑫『社会保障』第5章・第10章
介護②『社会の理解』第3章
精神⑥『精神保健福祉に関する制度とサービス』第5章

3 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現を図り、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、2020（令和2）年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。これに伴い、社会福祉法の改正が行われた。改正の概要は以下のとおりである（①は、2021（令和3）年4月1日施行。②は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）。

(1) 包括的な支援体制の整備

① 地域福祉の推進

地域福祉の推進の理念として、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」旨が追加された。また、地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備に関する国および地方公共団体の責務に関する規定ならびに市町村が行う重層的支援体制整備事業（後述）に関する国および都道府県の責務に関する規定が追加された。

② 重層的支援体制整備事業の創設

市町村は、社会福祉法に基づく事業およびその他の法律（※）に基づく事業を一体的のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制ならびに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることとされた。①断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）、②参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援）、③地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）の3本柱で構成される。

※：介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法

(2) 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の連携・協働を推進するために、「社会福祉連携推進法人」が創設された。社会福祉連携推進法人は、社会福

社連携推進業務として、以下の業務を行う。

- ・地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・災害対応に係る連携体制の整備
- ・社会福祉事業の経営に関する支援
- ・社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・福祉人材不足への対応（福祉人材の確保や人材育成）
- ・設備、物資の共同購入

【主な関係巻】 社会④『現代社会と福祉』第10章
社会⑨『地域福祉の理論と方法』第1章・第4章
社会⑩『福祉サービスの組織と経営』第2章
介護②『社会の理解』第2章

4 生活困窮者自立支援法施行規則の改正

2020（令和2）年3月5日に「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。主な改正は以下のとおりである（2020（令和2）年4月1日施行）。

- ① 「生活困窮者就労準備支援事業」の支援期間について、原則1年を超えない期間であるが、心身の状況、生活の状況等を勘案して都道府県等が必要と認める場合にあっては、1年を超える期間とすることができるようになった。
- ② 「生活困窮者住居確保給付金」について、「申請日において65歳未満」という年齢要件が撤廃された。
- ③ 「生活困窮者住居確保給付金」の支給を受ける者が、疾病や負傷により求職活動を行うことが困難となった後、心身の回復により求職活動を再開し、支給要件に該当する場合、支給を再開することができることとなった。

【主な関係巻】 社会⑩『低所得者に対する支援と生活保護制度』第7章
精神⑥『精神保健福祉に関する制度とサービス』第5章

Ⅱ 高齢者福祉・介護保険

1 バリアフリー法等の改正

(1) バリアフリー法の改正

2020（令和2）年5月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、下記の改正が行われた。特に施行日の記載がないものは、2021（令和3）年4月1日施行である。

① 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- ① 公共交通事業者等に対する、スロープ板の適切な操作、明るさの確保等のソフト基準適合義務が創設された。
- ② 公共交通機関の乗継円滑化のため、ほかの公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務が創設された。
- ③ 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進することとされた（2020（令和2）年6月19日施行）。

② 国民に向けた広報啓発の取組推進

- ① 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「高齢者障害者等用施設等（車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等）の適正な利用の推進」が追加された。
- ② 市町村等による「心のバリアフリー」の推進のための事項が規定された（2020（令和2）年6月19日施行）。
 - ・目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 - ・バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設
 - ・主務大臣に文部科学大臣を追加
 - ・市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加

③ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- ・旅客特定車両停留施設（バス等の旅客の乗降のための道路施設）を追加

(2) バリアフリー法施行令の改正

2020（令和2）年10月2日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された。これにより特別特定建築物に、これまでの特別支援学校に加え、「公立小学校等」（小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程）で公立のもの）が追加された（2021（令和3）年4月1日施行）。

(3) 基本方針の改正

- ① 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の全部改正（令和2年6月18日国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）が行われた（2020（令和2）年6月19日施行）。これによ

り、心のバリアフリーに関する「移動等円滑化に関する住民等の理解の増進および協力の確保」、「移動等円滑化に関する情報提供」に関する事項が追加され、また「高齢者、障害者等」に妊産婦等が含まれることが明確化される等の改正がされた。

- ② 「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」(令和2年12月25日国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第2号)による改正が行われた(2021(令和3)年4月1日施行)。この改正により、2025(令和7)年度までのバリアフリー化の目標(平均利用者数2000人以上/日(従前は3000人以上/日)の旅客施設等に関する目標を追加等)が設定され、マスタープラン・基本構想の作成によるバリアフリーの一層の推進、心のバリアフリーの推進が進められた。

【主な関係巻】 社会⑬『高齢者に対する支援と介護保険制度』第4章
社会⑭『障害者に対する支援と障害者自立支援制度』第2章
介護⑧『生活支援技術Ⅲ』第2章

2 老人福祉法の改正

2020(令和2)年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。これに伴い、老人福祉法の改正が行われた。改正の概要は以下のとおりである(2021(令和3)年4月1日施行)。

(1) 老人福祉計画の見直しに関する事項

老人福祉計画について、老人福祉事業に従事する者の確保および資質の向上ならびにその業務の効率化および質の向上のために講ずる措置に関する事項について定めるよう努めるものとされた。

(2) 有料老人ホームの設置の届出等に関する事項

有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しが行われた。

【主な関係巻】 社会⑩『福祉行財政と福祉計画』第7章
社会⑬『高齢者に対する支援と介護保険制度』第4章
介護②『社会の理解』第4章

3 介護保険法の改正

2020(令和2)年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。これに伴い、介護保険法の改正が行われた。改正の概要は以下のとおりである(2021(令和3)年4月1日施行)。

(1) 国および地方公共団体の責務に関する事項

国および地方公共団体は、保険給付に係る保健医療サービスおよび福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するにあたっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならないと規定された。

(2) 認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項

認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国および地方公共団体の努力義務が規定された。

(3) 地域支援事業に関する事項

市町村が地域支援事業を行うにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとされた。

(4) 介護保険事業（支援）計画の見直しに関する事項

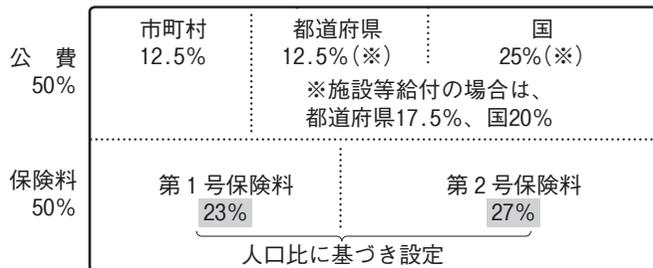
介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化の規定が整備された。また、介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取組が追加された。

【主な関係巻】 社会⑩『福祉行財政と福祉計画』第7章
社会⑬『高齢者に対する支援と介護保険制度』第6章
介護②『社会の理解』第4章
精神⑥『精神保健福祉に関する制度とサービス』第5章

4 介護保険の第2号被保険者負担率の改正

2021（令和3）年1月22日に「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令」が公布され、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの第2号被保険者負担率は27%のままとされた（2021（令和3）年4月1日施行）。

2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の費用負担割合



【主な関係巻】 社会⑫『社会保障』第7章
社会⑬『高齢者に対する支援と介護保険制度』第5章
介護②『社会の理解』第4章
精神⑥『精神保健福祉に関する制度とサービス』第5章

Ⅲ 障害児・者福祉

1 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率に係る経過措置の廃止

2020（令和2）年10月14日に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」により、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令」（平成29年政令第175号）の附則第2項（経過措置）が削除された。これにより障害者雇用率（法定雇用率）を0.1%引き下げる経過措置は廃止された（2021（令和3）年3月1日施行）。

法定雇用率

事業主区分	法定雇用率	
	2021（令和3）年2月28日まで	2021（令和3）年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

注：2021（令和3）年2月28日までは、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員45.5人以上であったのが、同年3月1日から、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がった。

【主な関係巻】 社会⑭『障害者に対する支援と障害者自立支援制度』第2章
社会⑱『就労支援サービス』第2章
介護②『社会の理解』第6章
介護⑭『障害の理解』第1章
精神⑦『精神障害者の生活支援システム』第5章

2 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正

2020（令和2）年5月19日に公布された厚生労働省告示により、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）が改正され、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の作成または変更にあたって即すべき事項が定められた。

第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。2020(令和2)年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間は2021(令和3)～2023(令和5)年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉人材の確保
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・障害者の社会参加を支える取組
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標（計画期間が終了する2023(令和5)年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：2019(令和元)年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：2019(令和元)年度末の1.6%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
(2018(平成30)年時点の上位10%の都道府県の水準)（新）
- ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に
(2018(平成30)年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上
(2018(平成30)年時点の上位10%の都道府県の水準)

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：2019(令和元)年度の1.27倍
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（一部新）

⑥相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典：厚生労働省資料を一部改変

【主な関係巻】 社会⑩『福祉行財政と福祉計画』第1章・第7章

社会⑭『障害者に対する支援と障害者自立支援制度』第3章・第4章

介護②『社会の理解』第5章

IV 児童・家庭福祉

1 「新子育て安心プラン」の公表（2020（令和2）年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課）

待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」が取りまとめられた。

2021（令和3）年度から2024（令和6）年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することを目標としている。①保育ニーズが増加している地域への支援、マッチングの促進が必要な地域への支援などの「地域の特性に応じた支援」、②保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとともに職業の魅力を広く発信するなどの「魅力向上を通じた保育士の確保」、③利用者のニーズにきめ細かく対応するため、幼稚園・ベビーシッターなど地域のあらゆる子育て資源を活用するなどの「地域のあらゆる子育て資源の活用」が柱となっている。

【主な関係巻】 社会⑮『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』第3章・第4章

V 福祉士

1 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改定

2014年、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会および国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」が採択されたことを受け、2020（令和2）年に日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）が「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改定を行った。

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に合わせて、「価値と原則」のタイトルが「原理」とされ、「人間の尊厳」「人権」「社会正義」「集団的責任」「多様性の尊重」「全人的存在」が原理として示された。また、倫理基準には「参加の促進」や「情報処理技術の適切な使用」「組織内アドボカシーの促進」「組織改革」などの新たな条文も追加されたほか、従来の「利用者」という表現は「クライアント」という表現に変更された。

【主な関係巻】 社会⑥『相談援助の基盤と専門職』第7章・第10章
精神③『精神保健福祉相談援助の基盤（基礎・専門）』第8章

2 新たな「社会福祉士の倫理綱領」の採択

2014年、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会および国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」が採択されたことを受け、2020（令和2）年に新たな「社会福祉士の倫理綱領」が採択された。なお、改定の内容については「ソーシャルワーカーの倫理綱領」と同様である。

【主な関係巻】 社会⑥『相談援助の基盤と専門職』第7章

3 社会福祉士及び介護福祉士法の改正

2020（令和2）年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。これに伴い、社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけに係る経過措置が、2021（令和3）年度末から2026（令和8）年度末まで延長された。これにより、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度までの養成施設卒業者は、その卒業年度の翌年度の4月1日から5年間、介護福祉士となる資格を有するものとされた。2027（令和9）年度以降の養成施設卒業者は、国家試験に合格しなければ介護福祉士資格が得られない（2020（令和2）年6月12日施行）。

【主な関係巻】 介護③『介護の基本Ⅰ』第2章

VI その他

1 個人情報の保護に関する法律の改正

2020(令和2)年6月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が公布された。主な改正の概要は以下のとおりである(施行は、一部の規定を除き、公布の日から2年以内)。

(1) 個人の権利のあり方

- ① 保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにされた(現行は、原則として、書面の交付による方法とされている)。
- ② 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できることとされた。
- ③ 6か月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとされ、開示、利用停止等の対象とされた。

(2) 事業者の守るべき責務のあり方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定)に、個人情報保護委員会への報告および本人への通知が義務化された。
- ② 違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨が明確化された。

(3) データ利活用に関する施策のあり方

- ① イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」が創設され、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和することとされた。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務づけられた。

【主な関係巻】 介護②『社会の理解』第6章